

関東地区知的障害者福祉協会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、関東地区知的障害者福祉協会（以下「関東地区」という。）と称する。

2 関東地区の都県範囲は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県とする。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、会長の所属する地方協会又は施設内におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、各都県知的障害者福祉協会相互の連絡調整を緊密にして、知的障害児（者）施設の健全な発展と運営の充実を期するとともに、利用者の福祉の増進と、施設職員の資質の向上をはかることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 各都県福祉協会の連携・情報交換などに関する事。
- (2) 日本知的障害者福祉協会との連絡・情報に関する事。
- (3) 施設長会議・職員研修ならびに研究会などの開催に関する事。
- (4) 施設の運営管理などの調査・研究に関する事。
- (5) 知的障害児（者）の療育・指導訓練の調査研究に関する事。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事。

(会 員)

第 5 条 本会は、各都県知的障害児（者）施設をもって会員とする。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 委 員 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |

(役員を選任)

第 7 条 役員を選任は次のとおり行う。

委員は、各都県並びに横浜市、川崎市、相模原市の福祉協会会長をもってこれにあてる。

- 2、会長、副会長は委員の互選とする。
- 3、監事は委員の同意を得て会長が委嘱する。
- 4、委員は、第 7 条第 1 項に限らず必要に応じ、委員会の同意を得て会長が増員することができる。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2、副会長は、会長を補佐し会長が事故のあるときはその職務を代理する。
- 3、委員は、会務に参画しその業務を行う。
- 4、監事は、本会の事業、経理を監査する。

(任期)

第 9 条 役員の仕事は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2、補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3、役員の仕事は任満了後において、後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問)

第 10 条 本会に顧問をおくことができる。

- 2、顧問は、関東地区会長などを歴任した者のうちから、会長が委員会の同意を得て委嘱する。
- 3、顧問は、委員会に出席して意見を述べるることができる。但し、採決に加わることはできない。
- 4、会長の諮問があったときは、これに答えるものとする。

(委員会)

第 11 条 委員は、委員会を組織し、次の事項を審議して決める。

- (1) 年度事業の計画、報告に関する事項。
- (2) 年度収支予算、決算に関する事項。
- (3) 諸規定、会則の制定および改廃に関する事項。
- (4) その他、必要な事項。

(経 費)

第12条 本会の経費は、各項によるものとする。

- (1) 会費（各施設負担金1,000円とする）
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約のほか、運営に必要な事項は委員会の審議を終えて会長が別に定める。

附 則 本会則は、昭和46年4月1日より施行する。

附 則 本会則は、昭和63年4月1日より改正施行する。

附 則 本会則は、平成10年4月1日より施行する。

附 則 本会則は、平成12年4月1日より施行する。（名称等の改正）

附 則 本会則は、平成17年7月1日より施行する。（組織委員の追加）

附 則 本会則は、平成22年5月12日より施行する。（組織委員の追加）